

令和6年度 高齢者虐待の対応状況等について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第25条の規定に基づき、令和6年度の県内における高齢者虐待の対応状況等について、次のとおり公表します。

I 養介護施設従事者等（※1）による高齢者虐待

- 令和6年度に市町又は県で受け付けた相談・通報は39件あり、虐待と判断した件数は7件（7人）であった。
- 前年度と比較すると、相談・通報件数は13件増加し、虐待と判断した件数は4件減少した。
- 虐待の事実が確認された事例に対し、各市町では、法律に基づく養介護施設等への報告徴収、質問、立入検査等を行い、改善計画の提出を求めるなど当該施設等への指導を行っている。

1 相談・通報件数

区分	全国	香川県
相談・通報件数（※2）	3,633件（3,441件）	39件（26件）
虐待と判断した件数（※3）	1,220件（1,123件）	7件（11件）

（ ）内は、前年度の値

（※1） 介護老人福祉施設等の養介護施設の業務に従事する者及び居宅サービス事業等の養介護事業において業務に従事する者

（※2） 令和6年度に市町村が相談・通報を受理した件数

（※3） 令和6年度に市町村等が虐待と判断した件数（市町村と都道府県が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接相談・通報を受理し判断した事例を含む。）

2 被虐待高齢者の状況

① 性別

男性	女性	合計
2人	5人	7人

② 年齢

65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	不明	合計
—	—	—	2人	2人	3人	—	—	—	7人

③ 要介護状態区分

自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
—	—	—	2人	1人	2人	1人	1人	—	7人

3 虐待の種別（複数回答）

身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
6人	1人	2人	—	—

4 虐待の事実が認められた施設・事業所のサービス種別

サービス種別	件数	サービス種別	件数
特別養護老人ホーム	1件	軽費老人ホーム	—
介護老人保健施設	1件	養護老人ホーム	—
介護療養型医療施設(介護医療院)	—	短期入所施設	—
認知症対応型共同生活介護	—	訪問介護等	—
住宅型有料老人ホーム	2件	通所介護等	1件
介護付き有料老人ホーム	1件	居宅介護支援等	—
小規模多機能型居宅介護等	1件	その他	—
		合計	7件

5 虐待を行った養介護施設等の従事者の職名又は職種

介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
11人	—	—	—	—	—	1人	12人

6 虐待の事実が認められた事例への対応

① 介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

内容	件数	内容	件数
報告徴収、質問、立入検査	1件	指定の効力の全部又は一部停止	—
改善勧告	—	指定取消し	—
改善勧告に従わない場合の公表	—	現在対応中	—
改善命令	—	その他	—
		合計	1件

② 老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

内容	件数	内容	件数
報告徴収、質問、立入検査	—	許可取消し	—
改善命令	—	現在対応中	—
事業の制限、停止、廃止	—	その他	—
		合計	0件

③ 市町又は県の対応に対する当該養介護施設等による改善措置（複数回答）

内容	件数	内容	件数
施設等からの改善計画の提出	6件	その他	—
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応			—
		合計	6件

Ⅱ 養護者（※4）による高齢者虐待

- 令和6年度に市町で受け付けた相談・通報は178件あり、虐待と判断した件数は92件（92人）であった。
- 前年度と比較すると、相談・通報件数は17件、虐待と判断した件数は28件、それぞれ減少した。
- 虐待の事実が確認された事例に対し、各市町では、被虐待高齢者と虐待者を分離するほか、介護保険サービスの利用に繋げるなどして、被虐待高齢者と虐待者双方の支援を行っている。

1 相談・通報件数

区分	全国	香川県
相談・通報件数（※5）	41,814件（40,386件）	178件（195件）
虐待と判断した件数（※6）	17,133件（17,100件）	92件（120件）

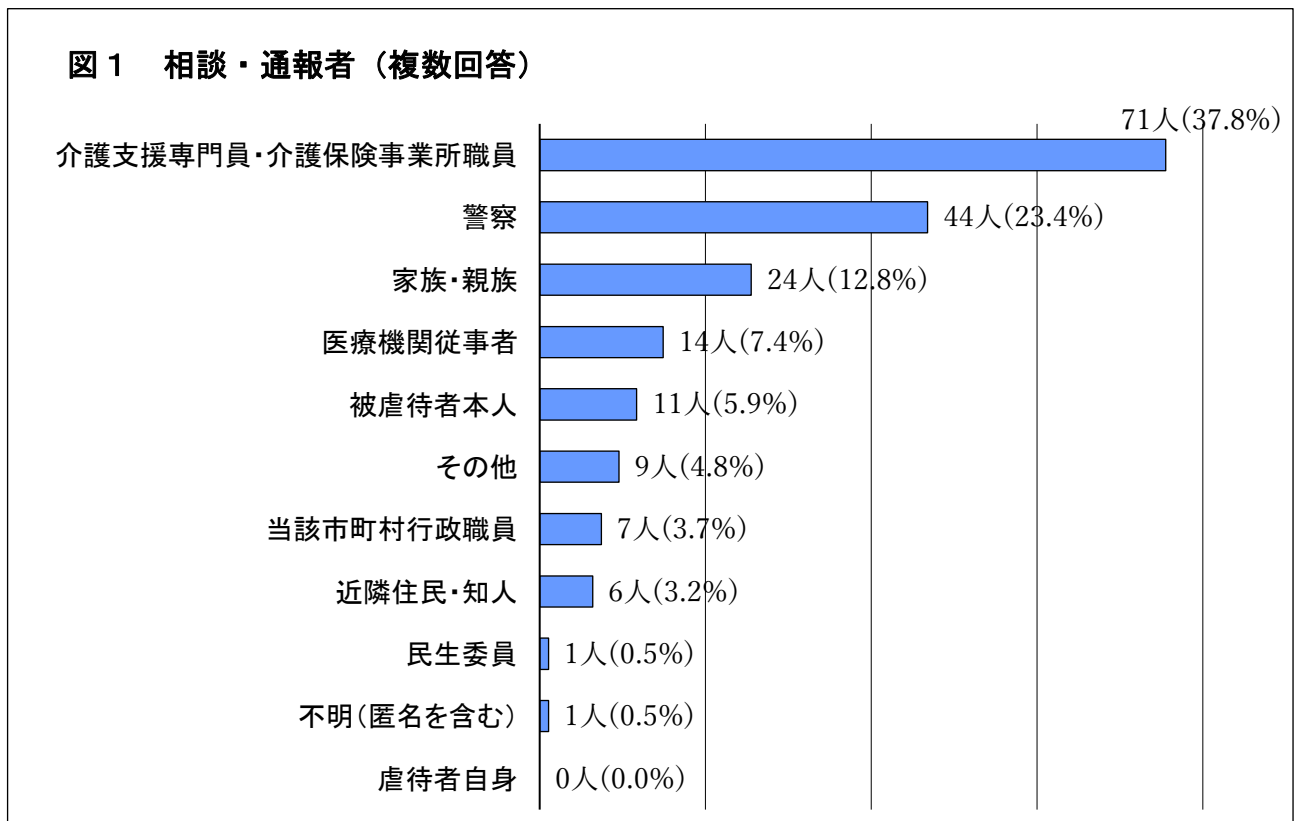
（ ）内は、前年度の値

（※4） 高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者。具体的には、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等をいう。

（※5） 令和6年度に市町村が相談・通報を受理した件数

（※6） 令和6年度に市町村が虐待と判断した件数

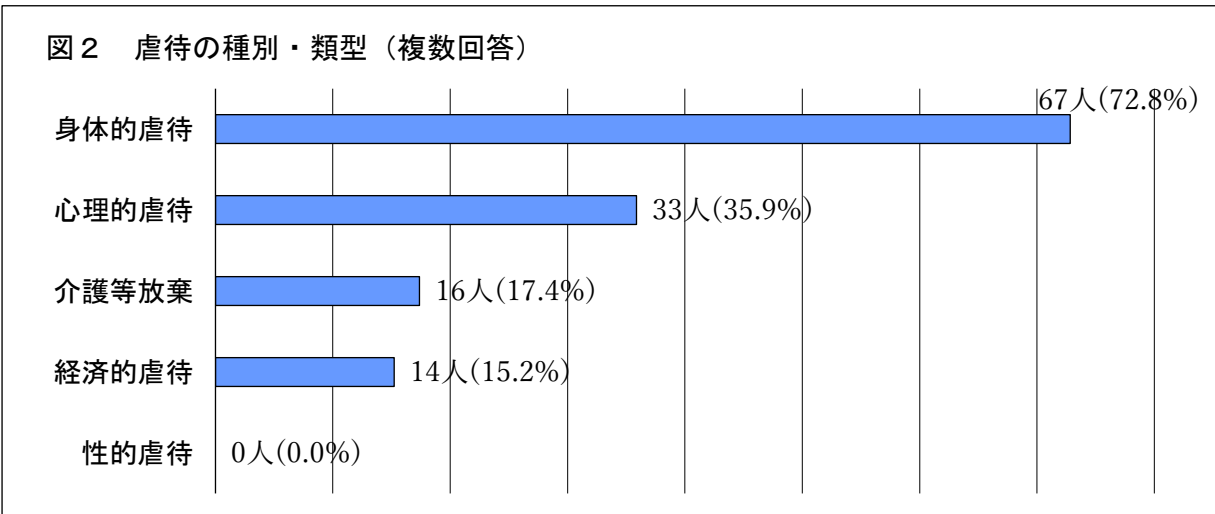
2 相談・通報者の状況



（注） 構成割合は、相談・通報者の合計人数（188人）に対するもの。また、1件の事例に対し、複数の者から相談・通報を受ける場合があるため、相談・通報者の数は、相談・通報件数とは一致しない。

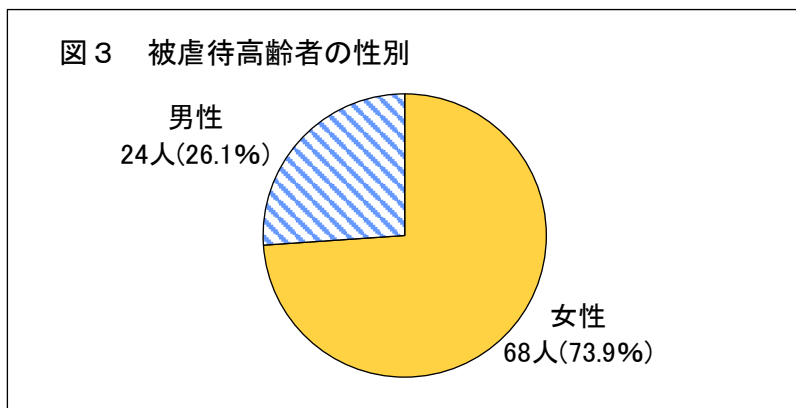
3 虐待の事実が認められた事例の概要

① 虐待の種別・類型



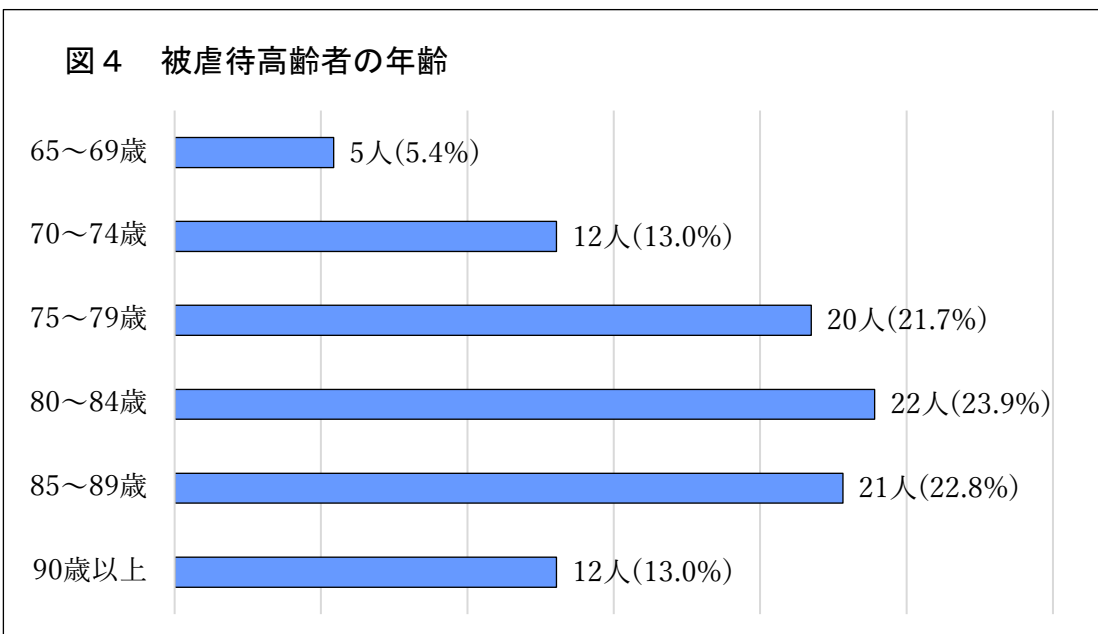
(注) 構成割合は、被虐待高齢者数（92人）に対するもの。1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合は、各該当項目に重複して計上しているため、合計は100%にならない。

② 被虐待高齢者の性別



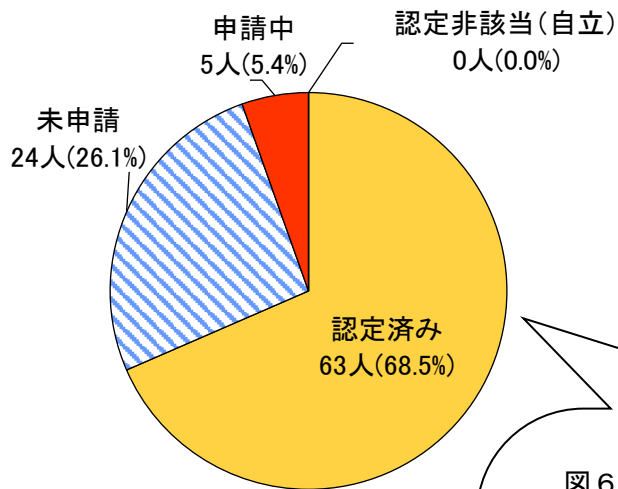
③ 被虐待高齢者の年齢

- ・ 年齢構成割合では、75歳以上の後期高齢者が81.5%を占めている。



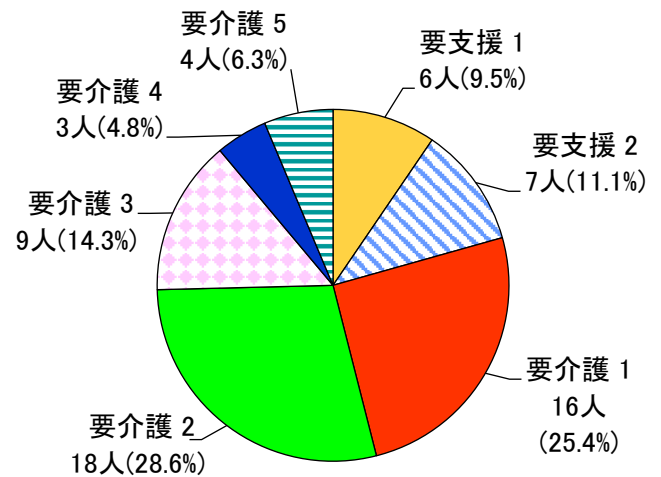
④ 被虐待高齢者の介護保険の認定状況

図5 被虐待高齢者の介護保険の認定状況



・ 被虐待高齢者の68.5%は、介護保険の認定を受けた介護を必要とする高齢者である。

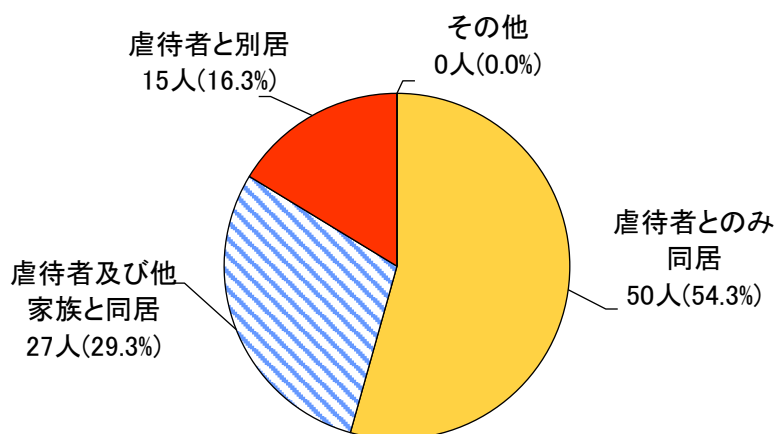
図6 介護保険認定済者の要介護度



(注) 端数処理のため、合計は100%にならない。

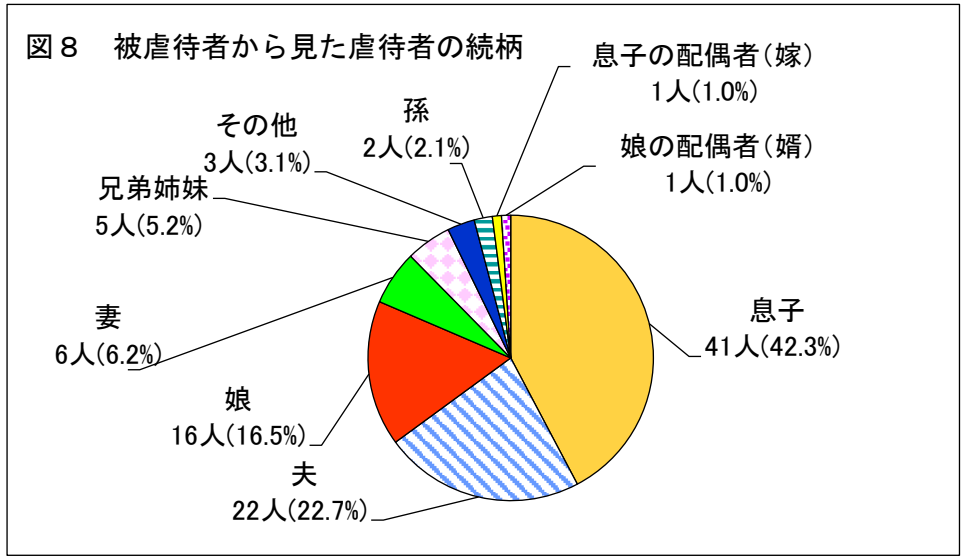
⑤ 虐待者との同居・別居の状況

図7 虐待者との同居・別居の状況



被虐待高齢者の83.7%は、虐待発生時に虐待者と同居していた。

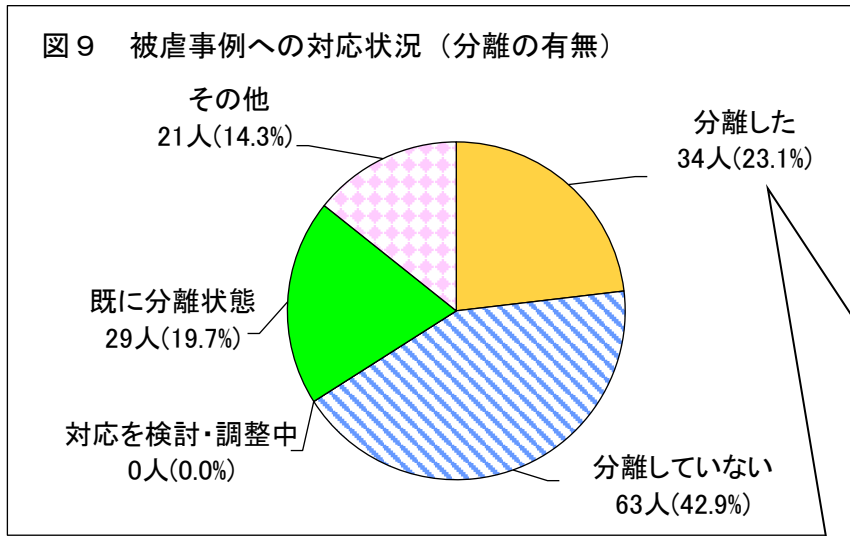
⑥ 被虐待者から見た虐待者の続柄



1件の虐待判断事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数92件に対する虐待者の総数は97人であった。

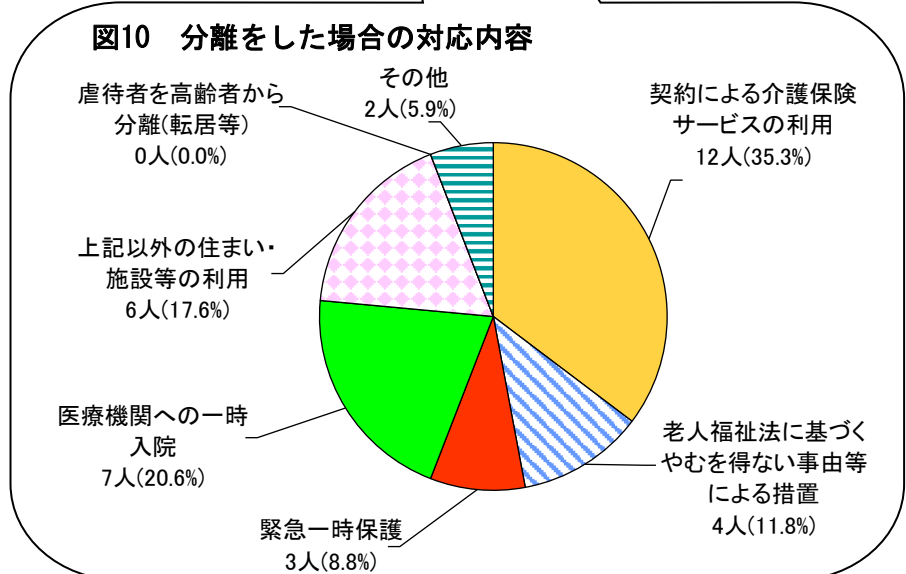
(注) 端数処理のため、合計は100%にならない。

⑦ 虐待の事実が認められた事例への市町の対応状況



(注) 虐待への対応は、令和5年度以前に虐待と認定して令和6年度に対応した被虐待者を含むため、合計人数は令和6年度の虐待判断事例における被虐待高齢者92人と一致しない。

・ 分離していない場合は、市町、当該事例関係者らが被虐待高齢者と虐待者の双方を支援しながら同居生活を続けている。



(注) 端数処理のため、合計は100%にならない。